



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 1 8 号 令和 6 年 7 月 5 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 3 8	令和 6 年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を告示する件	防災対策推進課
3 3 9	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
3 4 0	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
3 4 1	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
3 4 2	同	同
3 4 3	同	同
3 4 4	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
3 4 5	保安林予定森林に関する通知を受けた件の一部を訂正する件	森林土木・保全課
3 4 6	同	同
3 4 7	道路の区域を変更する件	高規格道路課
3 4 8	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	公安委員会

徳島県告示第三百三十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第十四条、第一百七条第一項及び
第一百八条の規定により、令和六年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官
候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第二回	令和六年七月十六日 （火曜日）まで	令和六年七月二十七日（ 土曜日）	筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定

備考

- 1 筆記試験及び適性検査については、試験期日前にインターネットを利用する方法により受験するものとする。
- 2 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第二回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和七年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第三百三十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	の 受 理 日	年 月 日	止
有限会社ミマメディア カルサービス	板野郡板野町羅漢字野神六 〇番地の一	ヘルパーステーション こころ	板野郡上板町西分字山下一 二番地三	訪問介護	令和六年四月 二十二日	令和六年五月 三十一日	
有限会社徳島ケアシ ステム	小松島市中田町字新開四八 番地	有限会社徳島ケアシ ステムデイサービス センターさくら	小松島市中田町字新開四八 番地	通所介護	同 二十六日	同	
医療法人道志社	徳島市大原町余慶一番一	デイサービスセンタ ーアイナ	徳島市大原町千代ヶ丸一四 六番地	同	同 三十日	同	
坂本設備工業株式会 社	海部郡海陽町大里字杉谷一 四番地五	坂本設備工業株式会 社	海部郡海陽町大里字杉谷一 四番地五	特定福祉用具 販売	同 五月 十七日	同	

徳島県告示第三百四十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの		廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	の 受 理 日	年 月 日	
坂本設備工業株式会社	海部郡海陽町大里字杉谷一四番地五	坂本設備工業株式会社	海部郡海陽町大里字杉谷一四番地五	特定介護予防福祉用具販売	令和六年五月十七日	令和六年五月三十一日	

徳島県告示第三百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年七月五日から同年十一月五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	五味 肇

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス田宮店
所在地 徳島市北田宮一丁目二四七番地ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称) ダイレックス新田宮店
変更後 ダイレックス田宮店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	多田 高志

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	五味 肇

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	多田 高志

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	五味 肇

4 変更年月日

令和六年三月一日

二 届出年月日

令和六年六月十七日

三 届出の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 2 縦覧の期間 令和六年七月五日から同年十一月五日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第三百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年七月五日から同年十一月五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合とくしま生協	板野郡北島町中村字東堤ノ内三〇番地三	大久保 秀幸

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス石井店
所在地 名西郡石井町高川原桜間二四六一

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	多田 高志

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	五味 肇

4 変更年月日

令和六年三月一日

二 届出年月日

令和六年六月十七日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び石井町産業経済課

2 縦覧の期間 令和六年七月五日から同年十一月五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 意見の内容
- (三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び石井町産業経済課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第三百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年七月五日から同年十一月五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	五味 肇

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス藍住店

所在地 板野郡藍住町笠木字東野五五番地

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	多田 高志

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	五味 肇

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	多田 高志

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	五味 肇

4 変更年月日

令和六年三月一日

二 届出年月日

令和六年六月十七日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び藍住町建設産業課

2 縦覧の期間 令和六年七月五日から同年十一月五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び藍住町建設産業課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第三百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
小松島市坂野町 小松島市南部土地改良区	令和六年六月二十日

徳島県告示第三百四十五号

令和六年徳島県告示第百五号（保安林予定森林に関する通知を受けた件）の一部を次のように訂正する。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

三の(一)の1中「西井川一九七五の四」を「井川町西井川一九七五の四」に改める。

徳島県告示第三百四十六号

令和六年徳島県告示第百七号（保安林予定森林に関する通知を受けた件）の一部を次のように訂正する。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

三の(一)の1中「西井川一六七三の一」を「井川町西井川一六七三の一」に改める。

徳島県告示第三百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和六年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
287	福井椿泊加 茂前	阿南市椿町庄田八六番一 九地先から 同 地先まで 九七番一	旧	三・五〇四・七	四〇・〇
		同 地先まで 九七番一	新	五・四〇一〇・二	四〇・〇

徳島県告示第三百四十八号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 契約に係る特定役務の名称及び数量

運転免許証作成システム改修（共通基盤システム対応） 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県警察本部警務部会計課

徳島市万代町二丁目五番地一

三 契約の相手方を決定した日

令和六年五月十三日

四 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム

東京都新宿区市谷加賀町一丁目一番一号

五 契約金額

七千四百三十二万四百円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号